



「法定開示書類とESG」

企業が開示する情報には大きく分けて財務情報と非財務情報とがあります。前者はこれまで法定開示の重要な情報と位置付けされ、記載内容に誤りが無いよう努めてきました。しかし、ルールを守るだけの情報開示では一律の開示になってしまう傾向があり重要な情報を確認できない等の弊害がありました。本来の企業価値の大半は無形資本にあるといわれ、従来の情報開示だけでは企業価値は捉えきれませんでした。非財務情報は任意開示情報でもあり開示項目の定めはありません。そこで非財務情報の開示に物差しを求め、GRIが2000年にガイドラインを、IIRCが2013年にフレームワークをそれぞれ発表しました。現在は統合報告書を発行する上で多くの企業が参照しています。

財務情報開示の代表的な存在が有報（有価証券報告書）と招集（参考書類、添付書類を含む株主総会招集通知）です。2015年のスチュワードシップの導入により両書類の注目度が高まってきました。法定書類に開示されている非財務情報のなかでも現在最も注目されるようになったのがガバナンス情報です。2007年より東京証券取引所が「ガバナンス報告書」の提出を要請し、2015年に「コーポレートガバナンス・コード」が導入されたことから、より重要性が高まったことが伺えます。決算ごとに提出される有報には2004年からすでに「ガバナンスの状況」として開示していた情報です。他にも「事業の状況」では「対処すべき課題」や「事業等のリスク」といったESG要素を含む情報が記載

されています。

招集での開示も2006年より「業務の適正を確保するための体制」として開示してきましたが、これもガバナンス情報です。更に昨今の招集通知の掲載内容は法定開示のイメージを覆すほどの充実が見られます。冒頭で社長のメッセージが見られ、選任役員の経歴、選任理由など詳細な情報と活動報告があり、事業報告では活動の進捗や中期経営計画をはじめ経営戦略が報告されている企業も散見されます。株主総会に向けてステークホルダーとのエンゲージメントを行う上でも注力されているものと推察します。

法定開示書類でのESG情報の充実が見られるものの、その情報を統合報告書として活用する場合、不足する情報は「ビジョン」です。将来ありたい企業の姿、ビッグピクチャーとも言えるビジョンです。目標に向けて企業価値を高める活動は将来の財務情報に現れるとも考えられ、長期的な観点からも重要な情報です。

これまで述べてきたように法定開示書類においても少なからずESG情報が含まれていることが分かります。意外と身近にあり決して難しく考える必要はありません。既存情報を視点を変えて見直すところから踏み出してはいかがでしょうか。現在、統合報告書を発行した企業はまだ上場企業の僅かです。統合思考による情報発信をする企業が増えることを期待します。